

## 結城市消防団団長交際費の公開に関する要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、政治倫理の確立を目指し、クリーンで開かれた消防行政を推進するため、結城市ホームページによる消防団団長交際費の支出に係る情報の公表（以下「消防団団長交際費の公表」という。）を行うことに関し、必要な事項を定めるものとする。

### (消防団団長交際費の公表の内容)

第2条 消防団団長は、毎月次の各号に定める事項について、公表しなければならない。

- (1) 支出の日 消防団団長交際費を支出した日
- (2) 支出区分 消防団団長交際費支出基準に基づく区分
- (3) 支出金額 支出した消防団団長交際費の額
- (4) 支出内容 支出した消防団団長交際費の内容

### (消防団団長交際費の公表の時期)

第3条 消防団団長交際費の公表は、支出した消防団団長交際費について、翌月の末日までに結城市ホームページに掲載することにより行うものとする。

### (個人情報の保護)

第4条 消防団団長交際費の公表に当たっては、結城市個人情報保護条例（平成17年結城市条例第3号）に基づき、個人情報の保護に十分配慮して行わなければならない。

### 付 則

- 1 この要領は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この要領による消防団団長交際費の公表は、平成23年4月支出分からとする。

### 結城市消防団団長交際費支出基準

この基準は、団長が消防団運営のため、対外的な交際、折衝をする際に必要な経費として支出する交際費について、必要な事項を定める。

団長交際費の支出区分、支出内容及び支出金額は次のとおりとする。

支出区分	支出内容	支出金額
①弔 慰	消防団運営に特に尽力のあった者で、別表「弔慰金等支出一覧表」に基づき支出する。	別表参照
②会 費	消防団運営上必要であり、建設的な意見交換を目的とする会合等で、会費を必要とする場合又は飲食を伴う懇親会、懇談会等への出席時の会費として支出する。	10,000 円又は会費相当額
③慶 祝	消防防災関係の催事、記念式典、祝賀会及び市民にとって名誉となる行為、業績への壮途祝いについて支出する。 ただし、市が補助を行っている団体等へは原則として支出しないものとする。	5,000 円又は社会通念上認められる範囲の額
④見 舞	病気見舞いについて、別表「弔慰金等支出一覧表」に掲載する本人が2週間以上の入院加療を要する場合に支出する。	5,000 円
⑤賛 助	各種団体の活動の趣旨・目的に賛同できるものに対し、公共的、公益的なものであるときは賛助会費として支出する。ただし、市が補助を行っている団体等へは原則として支出しないものとする。	5,000 円又は社会通念上認められる範囲の額
⑥渉 外	消防団運営上、外部機関との交渉、交際、表敬訪問等のため必要な物品等の購入に要する費用を支出する。	相当額
⑦その他	上記のいずれにも属さない場合で、消防団運営上団長が特に必要と認めたものを支出する。	相当額

## 別表

## 弔慰金等支出一覧表

対象		香料
結城市消防団員	本人	10,000円
結城市消防団幹部会議構成員	本人	10,000円
	親族	5,000円
筑西広域消防連絡協議会会員及び 県西支部市町消防連絡協議会会員	本人	10,000円
	親族	5,000円
結城市消防団後援会常任理事, 監事	本人	10,000円
	親族	5,000円
県内自治体の消防団長	本人	10,000円
その他, 消防団に対し特に友好又は功績の あった方で団長が必要と認める者	社会通念上妥当な額とする	

※注釈 親族とは, 配偶者及び一親等の親族をいう。